

臨床研修医の皆さまへ

千葉県医師修学資金貸付制度 ～キャリア形成プログラムの選択～

3 キャリア形成プラン、返還猶予の制度、 よくある問合わせ について

令和8年7月作成



【お問い合わせ先】

千葉県 健康福祉部 医療整備課

医師確保・地域医療推進室

電話 043-223-3883

E-mail chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp

III キャリア形成プランの作成

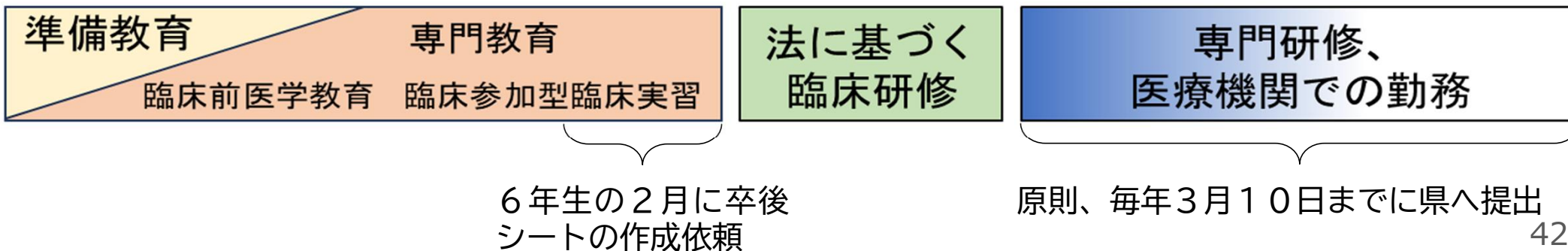
- キャリア形成プランとは、返還免除を受けるまでの勤務やキャリア形成に向けた取組み等をまとめたものです。
- 修学資金貸付制度利用者と県が、毎年ファイルをやり取りし、義務履行の状況やキャリアプランを双方で確認するために使用します。
- 返還免除までの期間や猶予期間の把握などに用いる、大切な資料です。

キャリア形成プランの作成

- ・ 毎年、2月頃にキャリア形成プランの作成を依頼します。
- ・ 原則、**毎年3月10日までにキャリア形成プランを県へ提出**いただきます。

キャリア形成プランの用途

- ・ 提出いただいたキャリア形成プランを基に、「返還免除まであと〇年」「この勤務は義務年限には含まれない」など、**義務履行の状況を県が把握**します。
- ・ プランの内容を基に、**特定病院等の指定**を行います。



キャリア形成プランの例

キャリア形成プラン【卒後シート】										○更新日：2024年3月1日			
・キャリア形成プラン【卒後シート】は、毎年度内容を更新し、3月10日までに (chibaishi@mz.pref.chiba.lg.jp) 宛てに提出してください。 ・また、勤務先や勤務時間等に変更があった場合、猶予を利用する場合等は、年度途中でであってもその都度提出してください。 ・2ページ目【勤務実績／勤務予定等】は、可能な限り、自身のわかる範囲で記入願います。 ・緑色のセル → を必ず確認いただき、適宜入力、修正してください。													
【基本情報】										メールアドレス d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp			
フリガナ氏名	ケンチョウ ハナコ	修学生番号	(記入不要)	医師修学資金貸付コース名	長期支援コース（地域枠） （千葉大：H21-H25）	貸付決定年度	H24	出身区分	出身決定年度がH29のみ	大学名	千葉大学	貸与年数	6年
	県庁 花子		(記入不要)									勤務年数	(自動入力)
【キャリア形成プログラム／診療科別コース】													
キャリア形成プログラム		新プログラム		義務年数		(自動入力)	「地域A群」「地域B群」通算必要勤務年数		(自動入力)	うち、「地域A群」必要勤務年数		(自動入力)	
診療科別コース 選択の有無	有	キャリア形成支援機関	〇〇大学医学部附属病院		診療科	△△科		コース管理者 (連絡先)	000-0000-0000		備考	△△科：研修期間4年	
		コース管理者 (所属／役職／氏名)	教授 医療 太郎			xxx@xxx.jp							
【医局／専門研修】													
○医局について（医局に入局している場合、所属等を記入してください。）													
所属	〇〇大学△△内科医局												
責任者（職／氏名）	教授 医療 太郎												
責任者連絡先	【電話】000-0000-0000 【メール】xxx@xxx.jp												
○専門研修について（専門研修中の）													
基幹施設名	〇〇大学医学部												
基本領域	△△科												
プログラム責任者	整備 市子												
責任者連絡先	【電話】000-0000-0000												
・診療科別コースは、県のホームページに掲載している診療科別コースの一覧から選択してください。 【希望のコースがある方】 ・コース選択「有」を選択してください。 ・キャリア形成支援機関、診療科、コース管理者、コース管理者連絡先について、選択した診療科別コースを確認のうえ、記入してください。 【希望のコースがない方】 ・コース選択「コース外」を選択してください。 ・キャリア形成支援機関、診療科、コース管理者、コース管理者連絡先は、「-」を記載してください。 ・診療科別コースの新規作成について、必要に応じて医療機関へ打診します。県から皆さまへ御連絡させていただく場合がありますので、ご承知おきください。													
【問合せ記録】 原則、県で記入します。漏れている場合には追加で記載してください。													
問合せ年月日	主な内容（要旨）		対応年月日		対応者								
H29.5.1	臨床研修病院の選択		H29.5.1		千葉								
R1.5.15	診療科の選択		R1.5.15		中央								
R1.6.20	専門研修の基幹施設の選択		R1.6.21		花見川								
・基本的には県で記入します。 ・漏れている場合は記載してください。													
【特記事項（任意記入）】													
ご自身のキャリア形成において、重視すること（希望するキャリアや家族の状況等）を自由に記載してください。													

キャリア形成プランの例

[勤務実績／勤務予定等]										※この欄は、全て県が記載します。記載された内容を必ずご確認ください。											
提出時までの勤務実績、及び、次年度以降の勤務予定を記入してください。 ※医療機関毎に記載します。必要に応じて行を挿入してください。										県で記入します。											
卒後	年度		勤務 業務履行 全て記	雇用契約上の 勤務時間 (1週間当たり)	就業・宿直の場合は 年間の回数を	主な提出書類							各病院群の義務履行年数					合計 上限 13年	猶予加算	備考	
	西暦	和暦				貸付満了時		勤務開始後					猶予期間								
						退任 猶予 申請書	他用 証書	医師 免許等	臨床 研修 開始書	臨床 研修 終了書	従事 期間 証明書	中断等 届	退任 猶予 申請書 (別紙)	臨床 研修	A群	B群	県内 病院				県外 上級(年 1回)
-	2017	(自動 入力)	貸付期間満了	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1年目	2018	(自動 入力)	□□病院	臨床研修	4/1-3/31	初期臨床研修の差枠施設 [□□病院]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2年目	2019	(自動 入力)	□□病院	臨床研修	4/1-3/31		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3年目	2020	(自動 入力)	○○大学医学部附属病院	専門研修(基幹)	4/1-3/31	12 38.75 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4年目	2021	(自動 入力)	○○○○病院	専門研修(連携)	4/1-3/31	1 38.75 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5年目	2022	(自動 入力)	○○○○病院	専門研修(連携)	4/1-6/15	3 38.75 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			産休・育休	猶予2	6/16-3/31	9 - 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6年目	2023	(自動 入力)	□□□□病院	専門研修(連携)	4/1-11/30	8 38.75 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			◆◆病院(東京都)	猶予3	12/1-3/31	4 38.75 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7年目	2024	(自動 入力)	○○大学医学部附属病院	専門研修(基幹)	4/1-3/31	12 31 時間超	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8年目	2025	(自動 入力)	○○□□病院	専門研修(サブスベ)	4/1-3/31	12 31 時間超	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9年目	2026	(自動 入力)	大学院	猶予1	4/1-3/31	12 - 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			◇◇診療所	専門研修以外(診療)	4/1-3/31	12 8 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10年目	2026	(自動 入力)	大学院	猶予1	4/1-3/31	12 - 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			◇◇診療所	専門研修以外(診療)	4/1-3/31	12 8 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
11年目	2027	(自動 入力)	大学院	猶予1	4/1-3/31	12 - 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			◇◇診療所	専門研修以外(診療)	4/1-3/31	12 8 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			◇◇診療所(当直)	専門研修以外(診療)	4/1-3/31	12 14 回/年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
12年目	2028	(自動 入力)	▲▲病院(東京都)	猶予見込	4/1-3/31	12 - 時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13年目	2029	(自動 入力)	▲▲メディカルセンター	専門研修以外(診療)	4/1-3/31	12 31 時間超	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
備考							合計							2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	12.0	1.0	
														9.0							

Ⅳ 返還猶予の制度～返還の猶予期間について～

- 貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、皆さまには、貸付期間満了と同時に返還猶予申請をしていただきました。
- 今後、自身の更なるキャリア形成のためや、ライフプランと返還免除要件の両立のためなど、要件に合致すれば、猶予期間を追加することが可能です。
- 猶予期間は、事由を問わない期間（猶予期間１）と、正当な事由として加算する期間（猶予期間２又は３）に区分されます。

区分	名称	理由	期間上限	備考
既定期間	猶予期間１	条件なし (例) 大学院への進学、留学、猶予３に該当しない県外勤務※１ など	４年間	・ 貸付期間満了に伴う猶予申請に含まれます (加算ではありません)
申請により加算※２	猶予期間２	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由により業務に従事できないと認められる場合	事情に応じて期間を設定	・ 「返還猶予申請書」と「臨床研修中断等届」を提出してください ・ 事情によっては、添付書類の提出も必要になります
	猶予期間３	専門医取得のための特定病院以外での勤務（専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関である場合に限る）	基本領域取得に必要な最低限の期間	

※１ やむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は「猶予期間１」が適用されます。

※２ 「猶予期間２」及び「猶予期間３」は、要件に該当していても猶予加算を希望しない場合は申請不要とします（既定期間で足りる場合など）。

Ⅳ 返還猶予の制度～猶予期間の加算～

猶予期間2の加算

区分	理 由	猶予期間の上限
休業 離職	疾病	精神疾患等は3年6月 それ以外は3年3月
	出産	産前産後8週
	育児	子が3歳に達するまで
	看護（介護含む）	要看護者1人につき3年 （要看護者の状態が2週間以上 継続すること等の要件あり）
短時間 勤務	疾病・看護（介護含む）	上記と同様の期間内に、短時間 勤務を行った場合の勤務しなかつ た期間※
	育児	子が小学校就学前までに、短時 間勤務を行った場合の勤務しな かった期間※
その他	新プログラムの地域A群（小児科プログラムの小児A群及び産 科プログラムの産科A群）の義務年限が所定の猶予期間を過ぎ ても終了していないが、以下のいずれにも合致している場合。 ・ 非常勤等で地域A群の勤務を継続する意向がある ・ 地域A群に該当しない県内病院を主な勤務先としている	地域A群を除く県内の医療機関 における勤務期間※
	新プログラムでの履行を希望している場合で、当該年度に県内 の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始できる目途が たたず、次年度に臨床研修を実施しようとする場合	県内の基幹型臨床研修病院に おいて臨床研修を開始するまでの 期間

（※）1年ごとに就業時間数を常勤換算し1年間との差を猶予加算

IV 返還猶予の制度～猶予期間の加算～

猶予期間3の加算

○ 日本専門医機構の制度（新専門医制度）における専門医を取得する場合

- ・ 基本領域（1領域）の専門医取得に必要な最低限の期間、特定病院でない病院に勤務する場合。
- ・ ただし、専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間。

○ 従来の学会認定の専門医を取得する場合

- ・ 専門医（1つ）の取得に必要な期間、特定病院でない、県内の病院に勤務する場合。
- ・ ただし、当該専門医に相当する基本領域の専門医取得に必要な最低限の期間が上限。

（参考）基本領域別の専門医取得に必要な最低限の期間 ※日本専門医機構が規定

領域	最低限の期間	領域	最低限の期間	領域	最低限の期間
内科	3年	眼科	4年	臨床検査	3年
小児科	3年	耳鼻咽喉科	4年	救急科	3年
皮膚科	5年	泌尿器科	4年	形成外科	4年
精神科	3年	脳神経外科	4年	リハビリテーション科	3年
外科	3年	放射線科	3年	総合診療	3年
整形外科	4年	麻酔科	4年		
産婦人科	3年	病理	3年		

V よくあるお問い合わせ

勤務を要する期間について

2年次から貸付けを受けた場合及び3年次から貸付けを受けた場合、それぞれの返還免除要件を満たすための勤務を要する期間はどのようになりますか？

2年次から貸付けを受けた場合は7年6カ月、3年次から貸付けを受けた場合は6年となります。

プログラムの種類によって異なることはありません。

地域A群の病院で臨床研修を2年間受けました。今後、地域A群での勤務は不要ですか？

臨床研修は、勤務の場所を問わず「臨床研修病院群」での勤務として算定しますので、地域A群の勤務として算定されません。

したがって、臨床研修後に、地域A群で2年間の勤務が必要です。

なお、県内の臨床研修病院における臨床研修プログラムに基づき、県外の病院に勤務した場合であっても「臨床研修病院群」として算定します。

V よくあるお問合わせ

キャリア形成プログラムについて

キャリア形成プログラムの選択は、どのように行えばよいですか？

希望する診療科などに基づき、ご自身で決定いただきます。

臨床研修2年目の冬頃に、希望するキャリア形成プログラムを県から照会しますので、その照会への回答を以ってプログラムが決定します。

キャリア形成プログラムの変更はできますか？

適宜変更可能です。

留意点として、これまでの勤務実績は、変更後のキャリア形成プログラムに基づき改めて算定します。

その結果、変更前の就業実績が猶予扱いになってしまう場合がありますので、留意ください。

特に、診療科を限定しているプログラム（政策、診療、小児、産科）から新プログラムに変更する場合は、注意が必要です。

V よくあるお問合わせ

キャリア形成プログラムについて

政策医療分野プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

基本的に、県内の周産期母子医療センターや救命救急センターにおける勤務のみで義務履行を目指すことができます。

したがって、必ずしも地域A群で勤務する必要はありません。

診療支援部門プログラムを選択した場合、地域A群や地域の病院での勤務は不要ですか？

当該診療科（放射線科、病理、臨床検査）専門研修プログラムの研修施設における勤務のみで、義務履行を目指すことができます。

したがって、必ずしも地域A群で勤務する必要はありません。

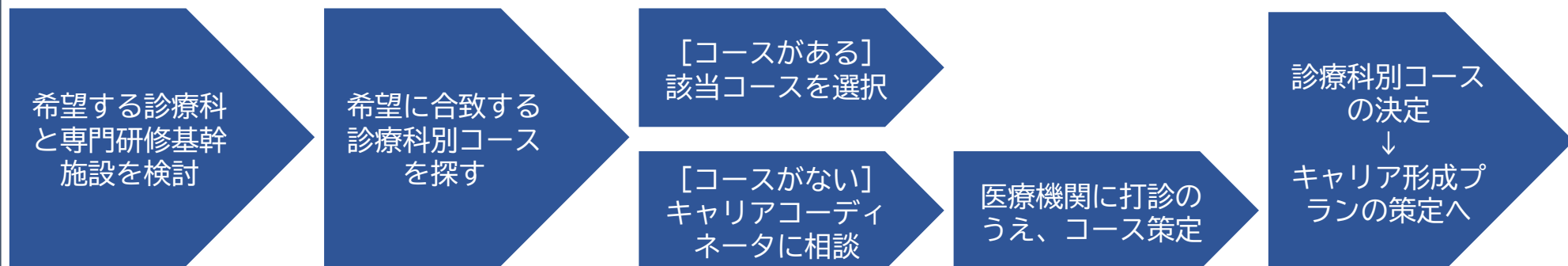
ただし、当該プログラムは、地域A群に対する当該診療科に係る支援を目的の1つとしているため、地域A群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域A群で勤務することになります。

V よくあるお問合わせ

診療科別コース及びキャリア形成プランについて

診療科別コースは、いつ、どのように選択すればよいですか？

キャリア形成プログラムの選択と同時に、希望する診療科別コースについて県から照会し、決定します。



キャリア形成プランはどのように作成すればよいですか？

臨床研修2年目の秋から冬頃に、担当のキャリアコーディネータから個別に連絡します。

キャリアコーディネータ、診療科別コース管理者と相談しながら、自身のプランを作成してください。

また、キャリア形成プランは、毎年度、診療科別コース管理者と相談しながら見直しを行った上で、県に提出していただきます。

V よくあるお問い合わせ

非常勤勤務（短時間勤務）について

夜間の当直のみの勤務や、週1回の外来診療などで勤務する場合でも、義務年限に含めることはできますか？

常勤勤務（原則として、週31時間以上）を基本としますが、非常勤であっても医師業務従事期間証明書が提出されれば、常勤勤務に換算し、義務年限に含めることができる場合があります。

ただし、週当たりの勤務時間は2時間以上、当直勤務は年14回以上行う必要があります。

日中は病院等で短時間勤務しながら、夜間や休日を利用して大学院に通っている場合であっても、義務年限に含めることはできますか？

医師業務従事期間証明書が提出されれば、常勤勤務に換算し、義務年限に含めることができます。

ただし、病院を退職するなどして一旦業務から離れ、大学院のみの在籍となる場合は、猶予期間となります。

V よくあるお問合わせ

猶予期間について

返還の免除要件を満たす前に、大学院への進学や留学等、又は出産、育児や病気のために医師の業務に従事できない場合、どのような手続きを取ればよいですか？

貸付期間満了時に、全員が猶予申請書を提出します。その際、貸付期間の1.5倍の期間に加えて、4年の期間を加算しますので、その範囲内で返還免除の要件を満たす予定であれば、猶予加算の申請は不要です。「臨床研修中断等届」のみを提出してください。

出産、育児など、猶予加算の要件に該当する場合で、猶予の加算を希望する場合は「修学資金返還猶予申請書」を併せて提出してください。

専門研修の過程で、県外の医療機関などに勤務する期間がある場合、どのような扱いになりますか？

猶予期間を適用します。なお、基幹施設が県内の医療機関の場合に限り、当該勤務に係る猶予期間を加算することが可能です。ただし、転科した場合やダブルボードを取得する場合であっても、1領域に限り適用可能です。

猶予期間の加算に係る手続きについて教えてください。

知事が正当な理由があると認める場合に限りしますので、申請する場合には、正当な理由（出産、育児等）について証明できる書類を添えて、「修学資金返還猶予申請書」を提出してください。専門医取得を理由とする場合など、勤務先の証明が必要な場合もありますので、記載例を確認ください。

千葉県は修学資金生のキャリア形成と

修学資金の返還免除が両立できるようにサポートしていきます。

「義務履行の仕方が分からなくなった」、

「これからの勤務が不安」など、

気になることや不安なことがあれば、いつでもご連絡ください。

事後アンケートに
御協力ください！



今後の皆様の医師としての御活躍を心より応援しています！

お問い合わせ先

千葉県健康福祉部医療整備課

医師確保・地域医療推進室



043-223-3883



d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

